

# 避難所開設・運営の基本方針

～いのちを守り、希望を見い出す拠点となるよう  
次のような避難所づくりを目指しましょう～

## 避難所は住民相互による開設・運営を目指します。

避難所は、在宅被災者の支援も含め、地域コミュニティの場となります。発災直後には、住民自治による迅速な取組が重要となることから、避難所は原則として、**住民の自主運営**とします。自分たちで運営していく場所として取り組みましょう。行政は情報統括や必要なニーズに対する支援（物資調達など）を行います。

## 避難所は被災者が暮らす場所と考え、自立支援、 コミュニティ支援の場として取り組みます。

これまでの災害事例から、避難所生活は1週間程度の滞在ではなく、長期化（数箇月）を余儀なくされると考え、避難所ではコミュニティの単位を基本とする考え方で運営します。避難所となっている施設の本来機能の回復を目指しつつ、「いのちと暮らしを守る視点」を避難者同士が共有して関連死の予防、それぞれの自立に向けた取り組みを行います。そして、避難所での生活体験が地域の絆を強め、地域コミュニティの再生・更なる活性化につながるような避難所運営を目指します。

## 要援護者にも優しい避難所づくり、男女共同参画の視点に 配慮した避難所づくりに取り組みます。

避難所で生活する誰もが配慮し合い、みんなの“いのち”を大切に、関連死を予防します。要援護者優先の意識を共有し、避難所内のレイアウトやトイレの使用を考え、避難所運営を行います。運営協議会に女性も参加することなど、男女共同参画の視点に配慮した避難所運営を行います。

いのちと暮らしを守る視点を  
共有し、困難を乗り越えていこう。

# 避難所開設・運営の基本方針

## まず「地域の集合場所」へ！避難は原則区・組・班単位で！

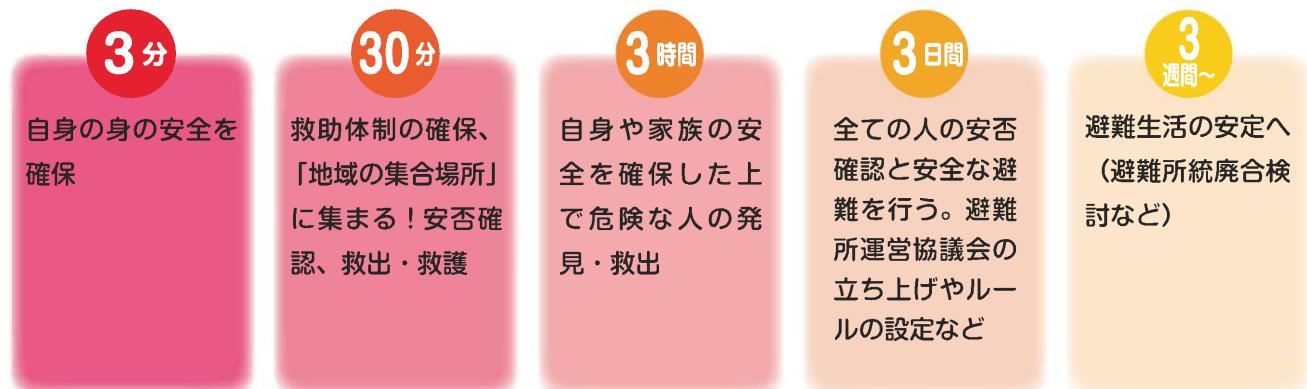
- ◆地域でのすばやい助け合いを実現するためには、「地域の集合場所」の周知徹底が不可欠です。
- ◆いのちと暮らしを守る視点を共有し、困難を乗り越えていきましょう。そして、「地域の集合場所」を拠点とした安否確認、初期消火活動、救出・救護活動を実施します。
- ◆避難は、原則として区・組・班単位で行なうことが、その後の迅速で円滑な救出活動や避難所運営につながります。

## 3日間は地域で助け合うこと！

- ◆これまでの災害事例から、大規模災害の発生直後における、救出・救護や避難所開設・運営は、住民自治による迅速な取り組みが重要となります。

## 『3・3・3の原則』

災害発生から避難生活期に至るまでの時間経過と対応の目安を「3・3・3の原則」として、示しています。



## 災害時には、誰もが要援護者になる可能性があります。

- ◆災害時要援護者とは  
災害時に自力での避難等が困難なけが人や、配慮や支援が必要な、高齢者、障がいのある人、乳幼児、児童、妊産婦、外国人などです。

## 災害発生～開設までの流れ

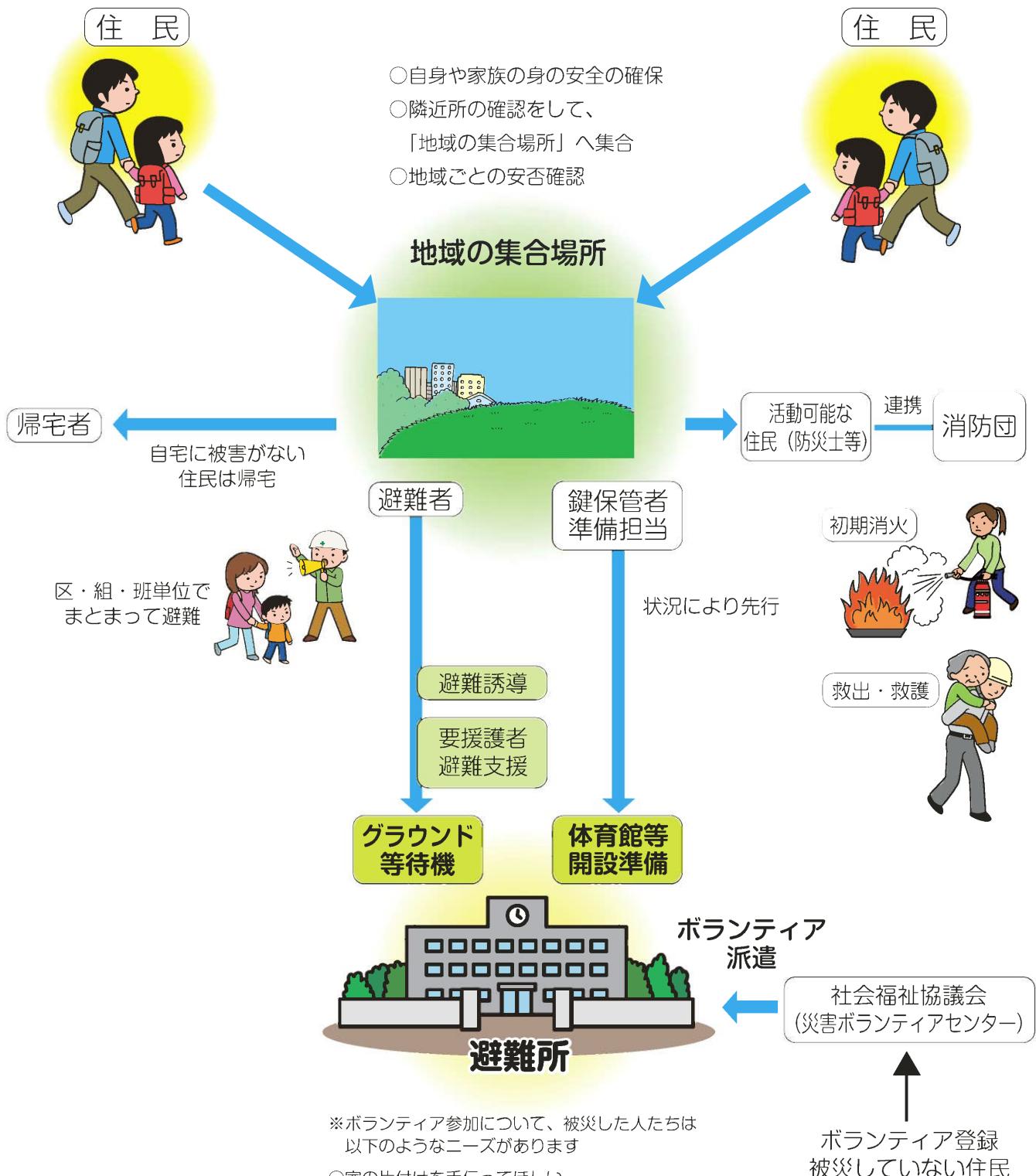
災害発生から開設までの「安否確認」「初期消火、救出・救護」「避難支援」の流れです。地域で迅速な行動が図れるよう、協力し合いながら取り組みましょう。

### 災害発生から開設（発生から 24 時間）までの流れにおける各活動

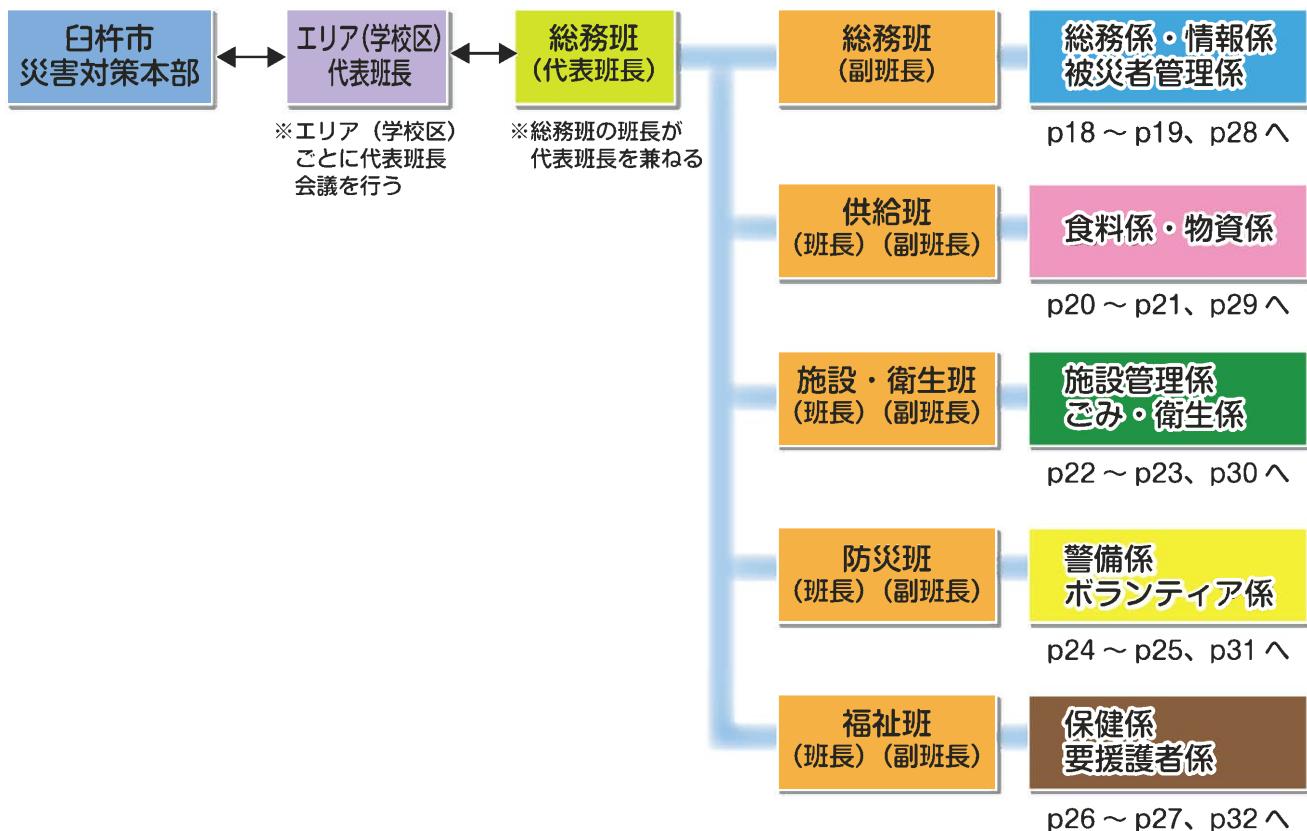
時間	安否確認	初期消火 救出・救護	避難支援	(参考) [鍵保管者の行動]
発生  3 分	家族の安全確保  隣近所の安否確認	隣近所の出火の有無、救助等の必要性の有無確認		身の安全確保
 30分	<b>「地域の集合場所」へ</b>			
	安否確認  安否確認の継続	初期消火、救出・救護  可能な限り消防団との連携のもと活動可能な住民と初期消火、救出・救護の継続	要援護者への支援	無事を伝え、避難所へ
 3 時間			要配慮者への支援を行なながら区単位で避難	開錠し、体育館等開設準備開始
 24 時間			開設準備が整うまでグラウンド等で待機	開設

# 避難所開設・運営の基本方針

## 災害発生から開設までの役割による人の流れ



## 避難所開設～運営の情報伝達の仕組み



## ボランティア要請・派遣の流れ

